

単位の認定の方針について

単位の認定の方針については、下記に記載した学則第15条並びに教務規定により条件を満たした学生に対して行う。

(学則抜粋)

- 第15条 各科目履修の認定は、原則として科目ごとに8割以上出席した学生に対して行う。なお、病気入院など特別の理由による出席不足については、校長の判断に委ねる。
- 2 教育指導計画にしたがって科目を履修し、その成績を評定して合格した学生に対して、単位の修得を認定する。
 - 3 成績の評定（以下、評定という。）は、定期試験の成績及び平素の成績に基づいて行うものとする。
 - 4 評定の結果は、A、B、C、Dをもって表し、Dを不合格とする。
但し、一部の科目については、必要な授業時間数を受けた学生に対し、Sとして単位の認定をすることがある。
 - 5 評定は、100点を最高点として行い、得点との関係は、次の通りとする。

80点以上	A	60点以上	B
50点以上	C	50点未満	D